



団交拒否は不当労働行為だ！ 診断書強要行政訴訟勝利判決

不当労働行為救済命令申し立て棄却命令取り消し請求事件（診断書強要行政訴訟）の判決が本日、東京地裁で勝利判決が言い渡されました。

この事件は、年休にもかかわらず、会社が診断書の提出を強要し、その解決を図るために申し入れた団体交渉の開催を拒否したことを発端にしたものです。都労委では組合の主張を全面的に認められ完全勝利命令が出されましたが、中労委で逆転されたため、組合は行政訴訟を提起しました。

会社は「秋の労働協約・協定改訂団交や春闘の賃金団交の場で議論している。労働協約第250条の条項は限定列举だ」ということを口実に、不当労働行為でないことを主張しました。これに対し、組合は「協約団交や賃金団交でその場しのぎに取り扱うのではなく、個別に団交を行って議論する課題だ」と反論してきました。

また、争点の一つとなったのが、欠勤の解釈です。会社は「年休は欠勤の一部である。就業規則で定めている」と、ねじ曲げた解釈を主張してきました。就業規則では、勤務発表後に休む場合、欠勤とされています。従って、勤務表に指定された年休は欠勤ではないことは明らかです。

今回の判決は、私たちの主張が全面的に認められました。私たちは、今後もJ R東海の労働組合軽視の態度を糾すために、労働組合としての闘いを更に邁進しようではありませんか。